

109条 1 項

すべてのドイツ人は、法律の前に平等である。

109条 2 項

男子および女子は、原則として同一の公民権を有し、および公民としての義務を負う。

151条 1 項

経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的をもつ正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由は、確保されなければならない。

153条 1 項

所有権は、憲法によって保障される。その内容およびその限界は、法律によって明らかにされる。

153条 3 項

所有権は、義務を伴う。所有権の行使は、同時に公共の福祉のためにすることを要する。

157条 1 項

労働力は、国の特別な保護をうける。

159条 1 項

労働条件および経済条件を維持し、かつ、改善するための団結の自由は、各人およびすべての職業について、保障される。この自由を制限し、または妨害しようとするすべての合意および措置は、違法である。

161条 1 項

健康および労働能力を維持し、母性を保護し、かつ、老齢、虚弱および、生活の転換にそなえるために、国は被保険者の適切な協力のもとに、包括的保険制度を設ける。

163条 1 項

各ドイツ人は、その人身の自由をそこなうことなく、その精神的および肉体的な力を、全体の福祉の要求するように用いる道徳的義務を負う。